

～Ver.2～【個人向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援メニュー

2020年5月15日現在

項目	状況	名前	説明	窓口
貸付 (かりる)	休業により家計の維持が出来ない	緊急小口資金	主に休業などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付を行う 上限：10万（個人事業主等特に必要な場合20万円）	松本市社会福祉協議会 0263-25-7311
貸付 (かりる)	失業により家計の維持が出来ない	総合支援資金	主に失業などで生活の維持が難しくなった場合に貸付を行う 2人以上世帯は月20万円以内、単身は15万円以内 原則3か月まで	松本市社会福祉協議会 0263-25-7311
給付 (もらえる)	4月27日時点で住民基本台帳に記載されている方全員	特別定額給付金	一律1人10万円 を給付	松本市担当窓口 0263-31-3111
給付 (もらえる)	<u>子育て世帯</u> で家計が大変	児童手当増額	今年6月支給分に 子ども一人あたり1万円を増額 手続き不要・現在支給を受けている方が対象 ※特例給付の方は対象外となります	松本市コールセンター（土・日・ 祝日含め9時～17時） 0263-34-3283
給付 (もらえる)	失業・収入減で大学などの <u>授業料</u> が支払えない	高等教育就学支援制度	授業料免除・減免に加え、返済の必要のない 給付型奨学金	日本学生支援機構 0570-666-301 長野県：私立高校・専門学校 026-235-7058 長野県：大学・短期大学 026-235-7285
給付 (もらえる)	<u>住居を失った</u> <u>又はそのおそれがある</u>	住居確保給付金	松本市の上限： 単身世帯35,000円 2人世帯42,000円 3～5人世帯46,000円、6人世帯49,000円、7人以上世帯55,000円 支給期間：原則3か月（最長9か月まで延長可能）※収入・資産要件あり	松本市コールセンター（土・日・ 祝日含め9時～17時） 0263-34-3283
猶予 (延長)	<u>市民税・固定資産税</u> が 支払えない	納税の猶予の特例	収入が減少（前年同月比20%以上減）の場合、 無担保かつ延滞税なしで納税猶予（1年間）	松本市コールセンター（土・日・ 祝日含め9時～17時） 0263-34-3283
猶予 (延長)	<u>国民健康保険料・国民年金保険料</u> が 支払えない	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料	収入が減少した方や納付が困難な方は相談してください。 保険料等は減免・納税猶予等の制度があります。	松本市コールセンター（土・日・ 祝日含め9時～17時） 0263-34-3283
猶予 (延長)	<u>電気・ガス・水道など公共料金や</u> <u>電話代</u> が支払えない	支払い猶予	支払期限を1～4か月延長	電気・ガス：各事業者 水道局：0263-48-6810
猶予 (延長)	<u>住宅ローン</u> が支払えない	支払い猶予	今後の利払い・返済スケジュールの変更について 相談が可能	各金融機関
その他	文化イベント等の発表機会を失った	<u>【新規・県独自】</u> <u>アーティスト支援事業</u>	長野県ゆかりの アーティスト・団体 に対し、テーマ型（上限50万円・10件程度）、自由形（上限20万円・20件程度）別に、 創作発表活動を支援。	県文化政策課 026-235-7281

発行：松本市議会 会派開明 市議会議員 芝山稔・上條温・吉村幸代・川久保文良・青木崇・上條敦重・土屋真一

TEL：0263-34-3000（代表）内線2133まで E-mail：taoki1230@gmail.com(青木崇)

各窓口へ相談する場合は、大変混雑しているため、相談内容を明確にした上でご相談されますようお願いいたします。松本市の追加支援策をさらに求めて参ります。新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。市民の皆様、心をつなげてこの苦境を乗り越えていきましょう。

～Ver.2～【事業主向け】新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援メニュー

2020年5月15日現在

項目	状況	名前	説明	窓口
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	無利子・無担保融資 (借り換え可)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 （個人事業主は影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応） 据え置き最大5年	日本政策金融公庫松本支店 0263-33-7070、33-0300
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	セーフティーネット保証4号、5号、 危機関連保証	信用保証付き融資を限度額まで利用中の方に、 与信控を大幅拡充し、保証料・利子を減免（最大ゼロ金利）。	松本市商工課 0263-34-3110
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	マル経融資の金利	前年比5%以上売上増減少で、融資限度額 別枠1,000万円 当初3年間金利を0.9%引き下げ	松本商工会議所 0263-32-5350
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策)	最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が 前年同期比15%以上減少又は危機関連保証を利用する方が対象 金利：年0.8%	取引のある金融機関
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	(県) 中小企業融資制度資金 (長野県新型コロナ感染症対応資金)	売上高が前年同期比5%以上減少で限度額3000万円 3年間実質無利子、無担保、5年間元金据置、借換え可能	取引のある金融機関
貸付 (かり)	資金繰りのため融資を受けたい	【新規】 【市】 新型コロナ対策特別資金	売上高が前年同期比10%以上減少の個人事業主と中小企業（市内に居住かつ市内に店舗所有） 小規模事業者2,000万円、その他3,000万円 3年間実質無利子、4年目以降利率0.8%	取引のある金融機関
給付 (もらえる)	休業要請・時短営業に協力	県市町村連携新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	新型コロナ特措法に基づく要請、又は県外から人を呼び込む 観光・宿泊施設等に対する休業等の検討依頼に応じて 休業・時間短縮等（4/23～5/6）を行った事業者が対象 30万円	県相談窓口：026-235-7945 協力金申請：026-235-7382
給付 (もらえる)	業績が悪化（売上半減）	持続化給付金	2020年で特に厳しい月（1～12月）の売上が前年比50%減の場合、 年換算した減収額を給付 上限：中小200万円・個人事業100万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
給付 (もらえる)	従業員に休んでもらう	雇用調整助成金（コロナ特例）	従業員の賃金等を最大9/10まで助成 1人 1日8,330円まで	お住いの地域のハローワーク 松本市：0263-27-0111
給付 (もらえる)	従業員に子どもがいる場合 (個人事業主・フリーランス含む)	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で有給休暇取得の場合、 1日あたり8,330円 を上限に賃金相当額を助成 （個人事業主等の休業の場合は1日あたり定額4,100円）	相談コールセンター 0120-60-3999
給付 (もらえる)	3者以上でテイクアウトや宅配 に取り組む	飲食・サービス業 新型コロナウイルス対策応援事業	設備導入や販路開拓への助成（上限300万円） アドバイザーチームによる 相談支援	長野県 産業労働部 営業局 026-235-7248
給付 (もらえる)	資金繰り支援のため クラウドファンディングを活用する	飲食・宿泊業 クラウドファンディング活用応援事業費	事態収束後に利用できる食事券等を販売する仕組みの構築を支援するため、 クラウドファンディング手数料等を助成	長野県 産業労働部 営業局 026-235-7248
給付 (もらえる)	販路開拓やビジネスモデル転換等に取り 組む	【新規】持続化補助金	小規模事業者が対象 上限額135万円（国100万円、県35万円） 補助率9/10以内（国2/3以内、県7/30以内）	松本商工会議所 0263-32-5350
給付 (もらえる)	売上減少している 個人事業主・宿泊事業者	【新規・市独自】（仮称）新型コロナウ イルス対策特別給付金	売り上げが前年同月比50%以上減少している個人事業主 「店舗家賃あり」20万円/1事業者 「店舗家賃なし」10万円/1事業者	松本市コールセンター 0263-34-3283
給付 (もらえる)	※5月19日市議会臨時会における 議決ののち、執行される見込み	【新規・市独自】（仮称）新型コロナウ イルス対策特別給付金	売り上げが前年同月比50%以上減少している宿泊事業者 上限300万円/1事業者 ※客室定員×1万円＝給付額	松本市コールセンター 0263-34-3284
給付 (もらえる)	新型コロナ対策として テレワーク新規導入	働き方改革推進支援助成金「テレワーク コース」	中小企業事業主が、 テレワークを新規で導入する費用の1/2を助成（上限額100万円）	テレワーク相談センター 0120-91-6479
給付 (もらえる)	特別休暇の規定を整備する	働き方改革推進支援助成金「職場意識 改善特例コース」	中小企業事業主が、 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する費用の3/4を助成（上限50万円）	長野労働局 雇用環境・均等室 026-223-0560
猶予 (延長)	消費税や法人税など納税が難しい	納税の猶予の特例	収入が減少（前年同月比▲20%以上）した事業主は無担保かつ 延滞税なしで納税猶予（1年間）	松本税務署 0263-32-2790
猶予 (延長)	感染拡大により 期限内に確定申告が困難	税務申告・納付期限の延長	従来令和2年3月までに申告予定であった確定申告を予約制にて暫定的に受付中	松本税務署 0263-32-2790
猶予 (延長)	社会保険料が支払えない	健康保険料・厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が 1年間猶予	健康保険協会・組合 /日本年金機構
猶予 (延長)	テナント料が支払えない	テナント料の猶予・減免	ビル賃貸事業者（貸し手）のメリットを増やすことで、 賃料の猶予・減免 ができる制度 (税務上の損金算入可能、国税・地方税・社保料猶予、固定資産税等の減免など)・柔軟措置の要請	国土交通省：03-5253-8111 (内線25135)
猶予 (延長)	電気・ガス・水道など 公共料金や電話代が支払えない	各公共料金使用料	支払期限を1～4か月延長	各事業者 水道局：0263-48-6810

**申請受付
6月1日(金)まで**